



特集

委員活動再点検



今よりもっと
活動しやすい環境を
ととのえていくためには
委員一人ひとりが
担当区域の取り組みや
そこに暮らす住民との向き合い方について
振り返ること
そして
委員仲間と、いろいろな思いを持ち寄り
地域のことや活動のやりがい、不安、悩みを
理解・共有することが大切です
一斉改選まで8ヶ月
もっともっと
委員仲間と語り合う場を作っていきましょう

1 特集 …… P 2 ~ 23

① 一斉改選を前に 委員活動を再点検 …… P 2 ~ 5

- Q なぜ、一斉改選は12月1日？
- 一斉改選までのスケジュール

② 高橋会長+山名編集委員長に聴く！ 伝えたいこと …… P 6 ~ 23

継続委員 / リーダー層 / 退任委員
/ 地域や関係機関

2 令和7年度 事業計画・予算 …… P 24 ~ 27

お知らせ・編集後記 …… P 28

一斉改選を前に

委員活動を再点検

より活動しやすい環境をととのえていくためにも、これまでの活動内容や活動への向き合い方を振り返りながら、もっともっと委員仲間と語り合う場を作っていきましょう。

本誌の
統一表記

「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」を「全社協」と表記（略称）。

前号・87号では、「民児協再点検」と題し、金銭や個人情報の取り扱いをはじめ、一斉改選を前に地区民児協として、あらためて確認しておきたいテーマを取り上げました。

本号では、これまで皆さんが取り組んできた活動内容や向き合い方、その中で感じた思いなど、それぞれの委員活動に目を向けていきたいと思えます。

再点検する内容は、委員各々の置かれた立場でも異なります。

一斉改選後も継続する委員は、一斉改選を前に、担当区域のことや活動への向き合い方を振り返りながら、改選後に取り組みたいことなどを検討していきましょう。

退任予定の委員は、これまでの活動で培っ

た活動のノウハウを整理しながら、継続委員や後任委員（新任委員）に引き継ぐ準備をしていきましょう。

また、地区民児協の執行部や、今後リーダー的役割を担う方は、民児協内の役割分担や新任委員に伝えること、定例会等の運営方法などを、この時期から検討していく必要があります。

さらに、今よりも活動しやすい環境をととのえていくためには、地域の理解が不可欠です。担当区域の住民や町会・自治会には、一斉改選や後任委員のことはもちろん、あらためて民生委員の活動や役割を伝えていくことを検討していきましょう。

そこで、本号では、一斉改選の概要（P

355）のほか、高橋君枝・県民児協会長と、山名恵子・本誌編集委員長（本会副会長）のお二人に、継続委員やリーダー層、退任委員、地域・関係機関に向けて「伝えたいこと」をテーマに、対談していただきました。

それぞれの対談テーマごとに、再点検用の項目とワークシートも掲載していますので、ぜひご活用ください。

そして、委員一人ひとりが自分の活動を振り返るだけでなく、地域のことや活動への思いなどを、委員仲間と理解・共有していくことがとても大切です。

一斉改選まで、残すところ8ヶ月。定例会などを活用し、もっともっと「話し合う・伝え合う・語り合う」場や時間を作っていきましょう。



なぜ、一斉改選は12月1日？

戦後の 委嘱期間

①昭和21年 民生委員令	2年
②昭和23年 民生委員法	(委嘱日から) 3年 ※委員間で異なる場合も有
③昭和28年 民生委員法改正	3年 ※この時から「一斉」に改選

昭和28年、民生委員法が改正され、この時から「一斉に全民生委員が12月1日に改選する」ことが始まりました。(上記③)

それまでも、任期満了に伴う改選は行われていました。しかし、欠員補充等の中途委嘱者は「委嘱日から3年」とされていたため、委員間で委嘱期間にズレが生じていました。(上記②)

昭和28年の法改正では、こうした委嘱期間のズレに伴う煩雑な事務を避けるため、現職の全民生委員の任期を同年11月30日までとし、「一斉に全民生委員を改選」することで委嘱期間の統一を図りました。(※改正民生委員法の附則第3項には、次のような経過規定があります。)

「3 この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。(以降、略)」(※上記に記載される「第十条」とは、任期3年を定めている規定を指します)

また、一斉改選日が「12月1日」となったのも、この時の法改正の施行日が関係しています。

昭和28年の法改正直前の改選は、昭和26年7月に実施されています。この時の任期も3年。本来であれば、3年後の昭和29年7月に次期改選が行われるはずでした。

しかし、昭和28年8月1日に公布(一部を除き同日施行)された改正民生委員法の施行を早めたことから、改選日が同年12月1日に前倒しされた

というのが、この期日になった経緯です。

その後、この委嘱日については、民生委員側からも何度か意見が出されています。

そのいくつかをご紹介しますと、昭和34年、全社協から国に対して、「12月は年末で繁忙期であり、新任委員への訓練等を考慮すると、7月1日とすることが望ましい」旨の要望が出されています。

また、近年では、平成19年及び平成29年に開催された全市民児連の評議員会でも、委嘱日に関する意見が交わされました。

こうした議論はあるものの、いずれの時も、現行のままでよいという判断がなされています。

その他、国民からの質問に、国の諸官庁が回答する「国政モニター」にも、一斉改選時期の見直しに関する質問が寄せられたことがあります。

その質問の要旨は、「年度始めとなる4月1日に行った方が、事務の引き継ぎ、役員改選、予算執行等がスムーズにいくので民生委員が活動しやすいのではないか」というものでした。

これに対し、厚生労働省は、「(要旨) 民生委員活動は、福祉事務所をはじめとする関係機関と連携を図りながら、住民に対する援助を行っているため、民生委員と行政担当者等が同時期に異動することは、支援の継続性に支障が生じるおそれがあり、また住民も4月1日に生活環境が変わることが多いため、住民の生活実態を把握するのにも支障が生じることも考えられる」という趣旨の回答をしています。

令和7年12月1日 一斉改選

11月
下旬

委嘱決定 (厚生労働大臣→千葉県知事→市町村、厚生労働大臣→中核市長)

■ 厚生労働大臣は、千葉県知事・中核市長へ委嘱決定を通知。

9月

県・中核市社会福祉審議会(民生委員審査専門分科会)の開催

(千葉県知事・中核市長→厚生労働大臣)

千葉県では、各市町村からの推薦を受けて、千葉県知事が「社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会」に諮問。この審議会の答申をもって、厚生労働大臣へ推薦する。

中核市では、民生委員推薦会からの推薦を受けて、中核市長が「社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会」に諮問。その後は千葉県と同じ。

厚生労働大臣への推薦は、千葉県・中核市ともに、9月中に行う。

8月

委員候補者の推薦 (市町村長→千葉県知事)

■ 市町村長は、8月上旬を目処に、千葉県知事に管内委員候補者を推薦。

6月
7月
8月

民生委員推薦会の開催 (中核市・市町村)

市町村(中核市を含む)は、管内の各地区から挙げられてきた候補者を各要件等に基づき審議。船橋市は8月下旬、柏市は8月下旬から9月を予定。

4月
5月
6月

地区説明会・民生委員推薦準備会の開催(任意) (中核市・市町村)

市町村(中核市を含む)では、一斉改選や欠員補充時に、候補者の審議を行う「民生委員推薦会」を設置しているが、この前段階で「地区説明会」や「民生委員推薦準備会」を開催しているところもある。早い市町村では、2・3月から町会・自治会・区長等に対する「地区説明会」を実施し、推薦に関する協力依頼とあわせて、一連のスケジュールや諸要件等を説明している。(柏市は2月中旬～5月下旬)

また、市町村内で一定の地域別(例:学校区等)に組織される「民生委員推薦準備会」は、「民生委員推薦会」へ委員候補者を報告することがその役割だが、任意による設置のため、設置方法や構成、役割、設置の有無等は市町村により異なる。

3月
4月

管内の各種要件を設定 (千葉県→市町村)

千葉県と中核市では、それぞれ管内の諸要件や事務スケジュールを設定。千葉県の場合、改選年度の4月に51の市町村行政担当者に対し、委員の推薦に関する説明会を開催している。この推薦締切は8月上旬を予定。

一斉改選までのスケジュール

スタート

令和7（2025）年12月の一斉改選に向けて、千葉県及び中核市（船橋市・柏市）が予定する一斉改選までのスケジュール（現時点）です。この内容は、「ちば民児協だより第78号（H31.3月）」を再構成のうえ、作成しています。

実際の手続き等と異なる場合もありますので、参考程度にご覧ください。

編集協力 | 千葉県健康福祉指導課、船橋市地域福祉課（市民児協事務局）、柏市社協（前同）

R6
10月～

意向調査（中核市・市町村→現・民生委員）

市町村（中核市を含む）は、現任委員に対して継続・退任の意向を確認。令和6年10月頃から令和7年5月頃にかけて行われる。

11月末

定数・区域調査（千葉県→市町村、中核市は市内調査）

千葉県は、51の市町村（政令市・中核市を除く）に「定数配置希望調査」を依頼。この回答締切は、令和7年1月下旬。

その後、千葉県では、市町村からの要望を踏まえ、令和7年6月に予定される定例県議会において、「民生委員の定数を定める条例」改正案を諮り、7月中旬に定数を決定する。同月下旬には、市町村に決定した定数を通知予定。

中核市である船橋市では、令和6年8月に増員等調査を行い、各地区からの要望を踏まえ、令和7年3月の第1回定例会で定数改正案を審議。同じく中核市である柏市では、令和6年10月に定数調査を行う。

なお、この「定数配置希望調査」とあわせて、単位民児協の区域調査も実施されている。（※定数は、県及び中核市がそれぞれ条例で定めている）

12月

定数基準（参酌基準）を通知（厚生労働省→都道府県・指定都市・中核市）

厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市あてに、令和7（2025）年12月の一斉改選に向けた定数基準（参酌基準）を通知。

R7
3月

推薦事務等のスケジュールを通知（厚生労働省→都道府県・指定都市・中核市）

厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市あてに、12月の一斉改選に向けた定数報告書や推薦事務等に係る調書の提出期限などを通知。（※令和7年3月24日時点で未達）

集委員長に聴く！

いこと

山名編集委員長は 30 年が経ち、次期一斉改選
返りながら、民生委員や地域、関係機関に「伝
(進行：本会事務局)



たかはし きみえ
県民児協会長 **高橋 君枝**

習志野市民児協会長及び袖ヶ浦地区民児協
会長。昭和 58 年、民生委員・児童委員委嘱

継続委員に伝えたいこと

※継続委員向けワークシートは P 8 ～ 11 下段

事務局

お二人の地区民児協でも、継続される方、この改選を機に退任される方がいるかと思えます。
まず一斉改選に向けて、継続される方には、どのようなことを伝えたいですか？

山名さん

民生委員は、3 年に一度、一斉改選という節目があります。この改選毎に、**自身が担当する区域の状況を再確認してほしい(ワークシート①)**と思えます。

自分が生活している地域なので、隅々まで知っていると思ってしまうがちですが、ひと月前にはなかった施設やお店ができていたり、工事のところや危険箇所などがあるかもしれません。

見守り対象である要支援者についても、それまで対象者ではなかった方の中にも、意識的に見直してみると、虐待や認知症などの課題を抱える世帯が見つかるかもしれません。そういう意味では、あらためて「地域を知る」ということを、意識的にしておくと思います。

例えば、見守り訪問の際などに、いつもと違うルートで回りながら、「何か変わったところはないかな?」と、地域やそこに暮らす住民の変化を意識しながら歩くだけでも全然違います。

特集

②

高橋会長＋山名編

伝えた

あと8ヶ月ほどで、次期一斉改選を迎えます。高橋会長は民生委員に委嘱されてから42年、で退任される予定です。これまでの活動を振り返りたいこと」をお聴きしました。



本誌編集委員長
県民児協副会長

やまな けいこ

山名 恵子

柏市民児協監事及び富里地区民児協
会長。平成6年、主任児童委員委嘱

高橋会長

そうですね。そうだった心かげは大事です。

地域の変化については、定例会などでも報告し合う
といいと思います。「あそこの病院が数か月後閉まる
みたい」、「来月から〇〇公民館が工事に入るから集
合室が使えないらしいよ」、「この前訪問した高齢者の方
から、〇〇スーパーの前の道が凸凹していて杖を突い
て歩いていると転びそうになる」等々、そういった日々
暮らしの中で目にした・耳にした生きた情報を報告(同
②)しあうだけで、自分では気がつかなかった地域の
ことを把握することにつながります。

山名さん

やっぱり、そういった話ができる定例会は大切な
ですね。地区民児協の人数が多い場合は、班活動で
もいいですし、担当区域の近い委員同士で集まっても
いいので、少人数で話し合う機会を持つようにしてほ
しいです。ある程度、お互いの担当区域の状況を知っ
ていれば、守秘義務を持つ者同士、具体的な情報交換
やアドバイスができると思います。

事務局

そうした話し合いの中で、少しずつ地域や住民のこ
と、活動方法、これまでの経緯等が引き継がれていく
のだと思いますが、全民児連の調査によると、1・2
期目の委員が全体の6割を占めているようです。長年
の経験を引き継ぐことも難しくなっていますか？

高橋会長

委員の経験年数が短くなってきている中で、それ
までの委員が経験してきたこと全てを引き継ぐのは難
しいと思います。

民生委員の場合は、経験を重ねるほど、地域や関係
機関にも顔見知りが増え、自分が民生委員であること
を認知してくれる人も増えていきます。当然、情報も

把握しやすくなりますし、活動しやすい環境になっていくと思います。継続される方には、担当区域内の活動を続けていく中で、少しずつ気持ちや時間的な余裕ができてきたら、委員同士が話し合う・協力し合う場や雰囲気づくりを意識的に作ってほしいです。

そうした時間を積み重ねていくことが、地域や住民への向き合い方も含めて、活動や思いを引き継ぐ場になるのだと思います。

事務局

本誌86号では、「地域を知る」ことを特集していますので、ぜひ少人数で話し合う時に活用してほしいと思います。その他、継続される方は、どのような点を意識するとよいですか？

山名さん

地区民児協内の役割や立ち位置というものも意識してほしいです。期を重ねるごとに、地区民児協内での役割や責任も増してくるものだと思うので、地区民児協全体の取り組みにも目を向けてほしいと思います。

例えば「今は担当区域内に目を向けることで精一杯だけど、次期は学校や行政、地区社協等との関わりを増やしたい」、「これまであまり顔を出せなかったサロンにも協力していきたい」というように、担当区域だけではないところにも目を向けてほしいです。

高橋会長

大切なところですね。今までは、先輩委員が言うことやることについていけばよかったという面もあったかと思いますが、これからは「地区民児協の取り組みの中で、自分は何ができるか？」という視点で考えながら活動(同③)してほしいです。

定例会での進行や事例発表、サロン活動内での役割などもそうですが、自分より期を重ねている委員や、

継続委員用 ワークシート

一斉改選後も、民生委員を継続する予定の皆さんは、P6～11の対談で出てきた下記項目について、自分なりに振り返りながら、地区民児協の仲間とも語り合ってみましょう。

① 「担当区域の状況」を再確認する

令和4年の一斉改選から2年半が経過し、皆さんの担当区域内に暮らす住民やお店、施設などには、少なからず変化があると思います。

本誌・第86号「地域を知る-地域共生社会-」を参考に、地域に関わる人・場所・組織などについて再確認してみましょう。

普段使わない道を歩いて見ると、意外な発見があるかもしれません。



本誌のデータは、本会 HP に掲載されていますので、ご自由にご活用ください。

<https://chiba-minkyo.or.jp/participants/magazine/>



② 継続委員に伝えたいこと



(写真) 習志野市袖ヶ浦地区民児協の定例会。コロナ禍以降はスクール形式で開催している。検討・報告事項や事例検討、主任児童委員からの活動報告のほか、行政等の福祉関係者を講師に招き、研修会も開催している。開催日は、毎月第2金曜日 18時～。

事務局

今現在その役割を担っている方の取り組み方などを意識的に観察してみると、いろいろと参考になることがあると思いますね。気になることがあれば、今のうちに聴いておくとういのかと思います。

2期・3期と経験を重ねてきたら、自分の足元(担当区域)だけを見るのではなく、少し目線を上げて、地域全体・地区民児協全体を見てみようということですね。

高橋会長

初めのうちは、慣れるまでに時間がかかると思いますが、前任者がベテラン委員だった場合、「とても、あの人がみたいにはできない」と気後れしてしまうこともあると思います。

当然、最初からできる人はいませんが、そうなる必要もないと思います。わからなければ、委員仲間や行政・

MEMO

社協等の関係機関に相談しながら、少しずつ自分らしさを加えていけばいいんです。

事務局

活動を続けていくうえで「**助けられ上手**」になる(同④)と、肩肘張らずに取り組めるのかもしれないですね。

山名さん

意外と苦手な方が多いんです。民生委員は、住民の方からの相談を受ける立場ということもありますし、もともと識見の高い方が委嘱されていることもあって、自分自身のことや悩みを表に出さない・出せない方がいます。口頭から住民の方に「気軽に相談してください」と話しているように、自身も委員仲間や関係機関に相談できるようになってほしいです。

高橋会長

地区民児協の会長としては、相談してもらえると、その方の活動内容や考え方、地域への向き合い方等が見えてくるので、ぜひ相談してほしいです。初めてやることや、少しでも疑問に感じた時は、一人で抱え込んで自分だけで解決しようと思わずに相談してもらえれば、これまでの経験や事例等を参考に、地区民児協で共有しながら方向性を出していけると思います。

事務局

その他、個別の活動や住民との関わり方の中で、伝えたいことはありますか？

山名さん

個別の活動については、それぞれの**活動の目的をあらためて再確認**(同③)してほしいです。

改選を機に、活動に関わる委員が代わると、あらためて運営方法などを調整していくことになると思いますが、こうした見直しをする時は、例えばサロンなら人を集めることに意識が向いてしまいがちなんです。

もちろん、そうした視点は大切なことですが、本来

② 「地域の出来事」を語り合う

自分の担当区域のことだけではなく、地区民児協のエリア内で目にしたことや耳にしたことを振り返りながら、地区民児協でもざっくばらんに語り合ってみましょう。少人数で行う場合は、担当区域が隣接する委員同士で語り合うと、より具体的な話をする事ができるでしょう。

(例) お店の出店・閉店／学校／病院／住民／公民館等の施設／公園／危険箇所／町会／自治会／社協 etc

③ 改選後、取り組みたいことは？

期を重ねるごとに、自分の担当区域だけではなく、地域全体・地区民児協全体を見ていく必要があります。現在、取り組んでいる活動の目的も再確認しながら、改選後の役割や立ち位置を踏まえて「自分は何かできるか?」、「どういった活動に取り組みたいか?」という点を考えてみましょう。もし不明点や疑問点があれば、現在その役割を担っている委員に話を聞いてみましょう。

④ 目指せ！助けられ上手！

気軽に相談できる人はいますか？ 仲間や先輩委員、専門職と、助ける・助けられる関係性をもつと、自分にはない視点やアプローチ方法など、多くの学びや気づきがあります。そして、何より活動を続けていくためには自身のメンタルヘルスがとても大切です。決して無理はせず、抱え込み過ぎないようにしましょう。地区民児協でも、「疑問に思っていること」や「〇〇をしたい」、「〇〇してほしい」ことをテーマに語り合ってみましょう。

② 継続委員に伝えたいこと

定例会は、同じ地域
で活動する委員が理解・共有
し合う場です。もっともっと
仲間と語り合う時間を増
やしていきましょう！



高橋会長

は参加者と関わることで、触れ合うことが目的のではありません。参加者が少ないと、なかなかモチベーションも上がりませんが、地域にそうした居場所があること、そうした機会を作っているだけでも支援につながっているのです。初心を忘れないで続けてほしいです。

あと、地域住民との関わりという点でいうと、日頃の活動の中で、あれこれと忌憚なく話してくれる住民（町会・自治会等を含む）には、感謝の気持ちを持ってお話を伺うようにしています。

民生委員は、担当区域内の全世帯を一人で把握することはできません。住民は、地域や参加した活動のことで、良いところや気が付いたこと、不平不満など、好き勝手に話すことがあるかもしれませんが、少なからず興味関心があるから話してくれるのだと思っています。そういう方との関わりは、自分では気付かない地域の一面を教えてくれることがありますので、耳を傾けてみるとよいかなと思います。

MEMO

リーダー層に伝えたいこと

※リーダー層向けワークシートはP12～15下段

事務局

次は、現執行部や、改選後にリーダー的役割を担う方（次期執行部を含む）に向けてお話しただけだと思います。

山名さん

地区民児協の中でも、働いている方が非常に多くなりました。働きながらも活動できる環境づくりを心がけてほしいと思います。定例会の開催時間や場所、役割分担など、気にかけるところはたくさんあります。

高橋会長

そうですね。ひと昔前に比べたら、本当に増えました。仕事だけでも大変なのに、加えて民生委員の委嘱を受けていただいたことは、本当に頭が下がる思いです。

ただ、仕事はしていないけど、子育てや介護をしている方もいますし、趣味の時間を確保したい方や他のボランティア活動に従事している方もいます。

皆さんの時間の使い方に優劣はつけられないので、何かを決める際は、お互いに協力しあう・理解しあう（ワークシート①）ことがとても大切です。

山名さん

まずは、各委員の活動環境を把握したうえで、できるだけ活動に偏りが出ないようにしていきたいところなんです。この調整はなかなか難しいです。

皆さんで話し合ったうえで、活動内容や活動量に差があることをお互いに納得し合えればいいんですが、

リーダー層用 ワークシート

執行部やリーダー的役割を担う皆さんは、P12～15の対談で出てきた下記項目について、自分なりに振り返りながら、地区民児協の間とも語り合ってみましょう。

① 「活動しやすい環境」を考える

民生委員の中には、働いている方や育児・介護中の方、他のボランティア活動に従事している方など、その人ごとに時間の使い方や活動への関わり方が異なります。また、活動に取り組むモチベーションや、やりがいの感じ方なども異なります。少しでも地区民児協内の委員が、無理なくやりがいをもって活動できるように、下記の点を検討してみましょう。

- 定例会や部会、事例検討会など、定期的に行う取り組みについて、開催時間・場所・役割分担（場所確保／資料作成／会場設営&片付け／出欠確認／各種報告等）を確認し、改善点を探す
- 地区民児協の活動を、「最低限これだけは取り組む！」活動と、「それ以外の活動（+α）」に振り分け、共通認識を持つ。
（右写真：「民生委員・児童委員の活動ハンドブック」P16参照）



② リーダー層に伝えたいこと

忙しい時は、やはり不公平感が出てきてしまいます。

事務局

地区民児協の取り組みを検討する際、地区民児協みんなで「最低限これだけは取り組む!」という活動を設定したうえで、「それ以外の活動(+α)は時間の作れる方が取り組む」という共通認識(同①)を、事前に持つておくという方法もあります。(「民生委員・児童委員の活動ハンドブック(p16)」参照)

高橋会長

これからは、みんな一緒になって、あれもこれも取り組むというのは難しくなってくると思うので、そうした共通認識を持つことは大切になってきますね。

執行部としては、各委員で活動へのモチベーションが違うという点もおさえておきたいところです。やはり、それぞれの活動環境や活動に割ける時間も違うので、民生委員活動に対する優先度も当然違ってきます。

この辺りは、地区民児協の中で一定の役割を担っていただくことで、より責任感を持って活動していただけるようになりますが、執行部は各委員の活動への向き合い方や性格などにも気を配る必要があります。

事務局

その他、地区民児協内の各委員について、目を向けるポイントがありますか？

高橋会長

各委員の取り組みを把握したい場合は、活動記録の集計報告書を確認すると、その月の訪問回数や住民との相談内容、関係機関とのやりとり等が数字から見えてきます。

山名さん

あと、一斉改選を機に加わる新任委員には、特に配慮が必要だと思います。新任委員は「わからないこと

MEMO

高橋会長

新任委員でいうと、初めのうちは担当区域の取り組みに集中できるような環境・体制をととのえてあげるといいのかなと思います。

「地域を知る」こと、「住民に自分の顔を覚えてもらう」ことが活動のスタートになりますので、担当区域の住民が集まる行事やイベントに顔を出せるように、活動量や役割分担といった点で配慮してほしいです。

新任委員でいうと、初めのうちは担当区域の取り組みに集中できるような環境・体制をととのえてあげるといいのかなと思います。

「地域を知る」こと、「住民に自分の顔を覚えてもらう」ことが活動のスタートになりますので、担当区域の住民が集まる行事やイベントに顔を出せるように、活動量や役割分担といった点で配慮してほしいです。

寧に繰り返し伝える (同②) ようにしてほしいです。

事務局

地区民児協内の役割分担という点では、どのような点に気を付けたほうがよいですか？

山名さん

執行部の皆さんにも、対話が得意な方、事務処理に長けた方、関係機関との協力関係を築くことに向いている方など、得意・不得意はありますので、いろいろな特性を持った方に執行部に参画してもらう、活動のリーダーを担ってもらうなど、バランスを取るようになればいいと思います。

高橋会長

そうですね。地区民児協の運営にあたっては、執行部内での役割分担を含め、**多くの委員が参画する仕組み (同③)** も心がけた方がいいと思います。

定例会の開催にあたっては、議題の調整や資料作り、当日の進行、各種事業の報告等があります。その他にも、

② 「新任委員に伝えること」を考える

新任委員当時を思い出しながら、一斉改選後に加わる新たな仲間、どのようなことを伝えた方がよいのか、その内容や伝え方を検討してみましょう。大切なことは、繰り返し説明するようにします。

また、新任委員が「地域を知る」時間を取ることができるよう、活動量には配慮しましょう。

(例) 福祉のことは／訪問方法／住民との接し方／定例会のすすめ方／民児協の決まりごと／各活動の概要と留意点／年間スケジュール etc

③ みんなの民児協にするためには？

地区民児協の運営には、執行部だけではなく、より多くの委員が経験や知識に応じた役割を担うようにすると、より責任感をもって民生委員活動に向き合い、地域への共通理解を深めていくことにもつながります。

人に任せたり、お願いするのは面倒だから（自分でやった方が早いから）と、特定の人があればこれもやっているケースも見られますが、それでは後輩委員がいつまでたっても民児協運営に関わることはできません。また、特定の人に負担が偏ることも避けた方がよいでしょう。ぜひ、皆さんの地区なりの役割分担を考えてみましょう。

(例) 定例会等の資料作り・進行・各種報告等／活動記録の集計／サロン・部会の責任者／小中学校との調整役 etc

② リーダー層に伝えたいこと

活動記録の集計や、サロンや部会等の責任者、小中学校との調整役など、いろいろな役割が考えられます。こうした役割を分担しながら、相互に連絡を取りながら協力して行うような仕組みにすると、民児協の運営を我が事として考えていただけるようになります。

山名さん

地区民児協は、行政や民間企業とは異なり、「ファミック」型の組織ではないですね。最終的な方向性は、会長（や執行部）が決めていくことになりますが、基本的には同じ地域の住民が横並びでスクラムを組んで、意見を出し合いながら進めていくという体制なので、「役割を振る＝責任感を育てる」という仕組みは、長い目でみると、とても大切なポイントです。

高橋会長

もちろん、「単位民児協運営の手引き」（全民児連・R4）に掲載される基本的な内容などを押さえておく必要はありますが、民児協を運営していくにあたって、これが正解というものはないと思います。

定例会などで、地域やそこに暮らす住民のことを話し合う中で、少しずつ共通理解を深めながら、自分たちの地区民児協なりのやり方・文化を育てていっても、それはいいのかなと思います。

執行部になると、取り組みが遅々として進まないことや対応に苦慮することがたくさん出てくると思います。口を出したくても、時にはぐっと我慢して見守ることも大切です。ぜひ、執行部としての悩みを共有・相談できる仲間を作ってください。

私は、長年の活動の中で、思うようにいかなくても一喜一憂せず、懐を深く、どっしりと構えておくことが大切なのかなと感じています。

MEMO

退任委員に伝えたいこと

※退任委員向けワークシートはP16～19下段

事務局

続いて、今回の改選を機に退任される方に伝えたいことをお聴きしたいと思います。次号89号（令和7年10月頃発行予定）では、一斉改選直前号として、引き継ぎ物品等を中心に特集を組む予定です。資料等の引き継ぎは秋以降に行うとして、それまでの間、どのようなことをとのえていく必要がありますか？

高橋会長

やはり、退任される方には、継続する委員に「経験を引き継ぐ」という点を考えてほしいと思います。

「そんなに変わったことはしていない」と言われる方も多いんですが、よくよく聴いてみると、人それぞれ見るところや気づきのポイントなどが違いますし、男性と女性でも、住民との会話の中で気を付けているところなどは違います。

当たり前に思っていることでも、日頃心がけている住民との接し方や訪問方法、関係機関との調整方法、協力者の見つけ方など、**皆さんなりのやり方を整理（ワークシート①）**したうえで、ぜひ継続委員と話す機会を作ってもらえればと思います。

山名さん

紙で引き継ぐことも大切ですが、やはり会話をしながら「聴く＋話す」ほうが記憶に残ります。

伝える側（退任委員）は、なかなか口頭だけでは伝えきれないところもあると思います。これまで発行している「ちば民児協だより」は、テーマごとに特集

退任委員用 ワークシート

本年12月の一斉改選をもって退任される皆さんは、P16～19の対談で出てきた下記項目について、自分なりに振り返りながら、地区民児協の仲間とも語り合ってみましょう。

① 「自身のやり方」を振り返る

皆さんが定期的に行っている取組方法や、何気なく行っている住民との接し方等は、これまでの活動で培った経験や前任者から学んだことなどを踏まえて、自身の担当区域に暮らす住民や地域性（慣習を含む）にあったやり方になっているのだと思います。

そうしたことを引き継ぐことも、とても大切なことです。

下記事項をはじめ、日頃心がけていることを整理して、継続委員と話す機会を持ってみましょう。その他テーマについては、ぜひ本誌バックナンバーをご活用ください。（QRコードはP8掲載）

- 住民との接し方／● 訪問方法（持参する物・頻度等）／● 担当区域の歩き方／● 町会・自治会・地区社協との関わり方／● 協力者（情報提供者）の作り方・見つけ方／● サロンや食事会等の運営／● 地域特有のこと／● 困った時の対応方法／● 1週間のルーティーン etc

② 退任委員に伝えたいこと

が組まれているので、このワークシートを活用しながら伝えていくのも一つの方法です。

一斉改選までには、まだまだ定例会がありますので、毎月いくつかのテーマを決めて、ざっくりばらんに語り合ってほしいです。

事務局

その他、**担当区域の住民や新任委員との関わり方**（同②）については、どのような点に気を付けたほうがよいですか？

山名さん

長年、担当区域内の住民を見守り訪問をしていると、民生委員を辞めた後も、その後の様子が気になるかもしれないませんが、支援することはできませんので、その辺りの線引きはきちっとしておこうと思います。ただ、しばらくは気になってしまっそうですね。

高橋会長

毎週・毎月、顔を合わせていたんですから気になりますよね。

引き継ぎの時は、担当区域の住民について、訪問時の留意点や、これまでの関わりなどはきちんと伝えたいなと思っていますし、改選後に新旧交代のご挨拶を兼ねて顔つなぎもしようと思っています。

ただ、退任後は余計な口出しはせずに、後任委員から住民のことや見守り方法などについて尋ねられることがあったら、自分が活動していた頃の話をお伝えしようと思っています。

山名さん

そうですね。注意したいのは、こちらの経験を押し付けないように気をつけたいです。やっぱり、経験則で話してしまいそうですが、新しい地区民児協会長と区域担当のやり方もありますので、退任委員としては

MEMO

「認める・褒める」ことが大切なのかなと思っています。

高橋会長

前任者が、長く民生委員活動をしていると、住民側からも「前の民生委員は〇〇をしてくれた」という意見が出ることもありますよね。

地区民児協内でも、各活動の担当者が代わると、前任者のやり方が当たり前だと思いがちですが、その辺りは後任者の経験年数や活動に割ける時間などを考慮した方がいいと思います。

山名さん

あと、新任委員はあれもこれもできませんので、**いろいろな役割を担っている(役職を受けている)場合(同②)**は、できるだけ新任委員が戸惑うことのないように、一斉改選を前にととのえておいてほしいです。

事務局

一斉改選のたびに、数百人の欠員が生じています。引き継ぎたくても、後任者がいない場合はどうしていくとよいと思われませんか？

山名さん

後任者がいない場合(同③)は、地区民児協の会長や、当該区域と隣接する民生委員、市町村民児協事務局などに、引き継ぐ内容を伝えていくところが多いかと思っています。

高橋会長

それまで担当区域で培ってきたつながりや、民生委員の立ち位置が引き継がれないというのは、本当にもつたいないことですし、これをあらためてゼロから築いていくのはとても大変なことです。

後任者が見つかっていない場合は、今のうちから執行部や事務局と共有できるように、各種名簿やケース記録、(災害)福祉マップなどの資料とあわせて、担当区域内の情報を整理しておいてほしいです。

② 「関わり方(取扱方法)」を考える

一斉改選前に、下記5つのことを考えておきましょう。

また、実態調査などによると、退任後も「健康なうちは地域との関わりを持ちたい」という回答が多くみられます。民児協や社協以外に、どのような活動が地域で行われているのか。どのようなサークル・団体が活動しているのか。退任後の地域との関わり方も、今から考えておきましょう。

①退任後の住民との関わり方／②新任委員との関わり方(引き継ぎ方法を含む)／③現在の役割・役職の整理／④個人情報の取り扱い／⑤地域との関わり方

③ あなたの地域の留意点は？

より引き継ぎをスムーズに進めるために、本誌・次号 89 号では「あなたの地域の留意点」(ワークシート)を配布予定です。

主な掲載項目は下記の通りです。現時点で、後任者がいる場合も、いない場合も、自身の地域の留意点を整理して伝えられるようにしましょう。

①担当区域の良いところ／②担当区域の留意点／③毎月(毎週)決まってること／④町会や社協活動で協力すること／⑤見守りが必要な世帯(頻度や関わり方も)／⑥民生委員活動に協力的な方／⑦困った時にはココに連絡！／⑧後任委員へのメッセージ

② 退任委員に伝えたいこと

事務局

次号89号でも、「**あなたの地域の留意点**」(同③)を
用意するので活用していただければと思います。
その他、気を付けていただきたいのは、退任された
後の**個人情報の取り扱い** (同②) です。

山名さん

とても大切なことなので、これは地区民児協だけでは
なく、市町村民児協としても取り扱いを共有した方
がいいと思います。個人情報に記載されている資料は、
後任者に引き継いだり事務局等に返却することになる
と思いますが、皆さんの記憶には残ります。
民生委員を辞められた後も、守秘義務はありますの
で、十分に気を付けてほしいです。

事務局

退任された後のこと、特に**地域との関わり方** (同②)
については、どのようにお考えですか？

高橋会長

せっかくのご縁があつて民生委員になつたので、今
のつながりを大切にしながら、協力できる範囲で支部
(地区) 社協などの福祉活動には協力していきたいと
思っています。

山名さん

そうですね。これまで築いた住民や関係者の方との
つながりをバツサリ切ってしまうのではなく、これか
らもこのご縁は大切にしていきたいです。それに、自
分の健康のためにも、孫の世話をしながら地域との関
わりはもっていききたいと思っています。

退任委員の皆さんも、もし健康のうちは「体を動か
したい」、「地域との関わりを持ちたい」というお気持
ちがあれば、どういったことに参加できるのか、今か
ら考えておくともよいかもかもしれません。

MEMO

地域や関係機関に伝えたいこと

※地域や関係機関向けワークシートはP20～23下段

事務局

続いて、町会・自治会や住民、行政・社協等の関係機関に伝えたいことについてお聴きしたいと思います。

高橋会長

これは、一斉改選を前にということではないですが、町会・自治会や地域住民が集う場に参加する機会があれば、年に1回くらいは民生委員の活動や役割を説明する機会を持ってほしいです。

山名さん

地道なことですが、とても大切なことだと思います。やっぱり、興味・関心があること以外は、1回聞いただけではなかなか記憶に残らないですし、町会・自治会は毎年役員の交代がありますからね。

事務局

どのような内容を伝えていくとよいでしょうか？

高橋会長

まずは、県民児協のチラシに記載されているような基本的な項目（ワークシート①）です。

事務局

本会のチラシに掲載している主な項目は、次の5点になります。

- ① 厚労大臣から委嘱を受けた無報酬のボランティア
- ② 守秘義務がある
- ③ 任期は3年。3年に1度、一斉改選がある
- ④ 役割は「つなぐ」こと
- ⑤ 児童を主に担当する「主任児童委員」がいる

地域・関係機関用
ワークシート

一斉改選を前に、地域や関係機関に伝えたいこと（P20～23の対談で出てきた下記項目）をととのえていきましょう。

① 「地域に伝える内容」をととのえる（その1：民生委員の役割や性格）

地域の理解者を増やしていくためには、定期的に民生委員の活動や役割について説明する機会を作っていく必要があります。

まずはじめに、下記5点を含めて、民生委員の役割や性格について説明する項目・内容を確認していきましょう。

（主な説明内容）

- ① 厚労大臣から委嘱を受けた無報酬のボランティア
- ② 守秘義務がある
- ③ 任期は3年。3年に1度、一斉改選がある
- ④ 役割は「つなぐ」こと
- ⑤ 児童を主に担当する「主任児童委員」がいる



※上記チラシデータは本会 HP に掲載。ダウンロードのうえ自由にご活用ください。

② 地域や関係機関に伝えたいこと

高橋会長

そうした項目に加えて、次の3点を**お願いする・お伝えする項目(同②)**として追加するとよいと思います。

⑥ 地区民児協や担当区域で取り組む活動内容と、地域の皆さんにお願いしたいこと(見守り協力や事業の周知、できること・できないことなど)

⑦ 「生活や福祉のことで、お困りの方がいたり変わったことなどがあつたらお知らせください」

⑧ 「民生委員だけでは、地域のことを把握できません。気づいたことがあれば教えてください」

山名さん

定期的に説明する機会がない場合、初めのうちはこちらから説明する時間を求めているほうがいいかもしれません。

また、その時々で説明できる時間も異なるので、慣れないうちは、例えば3分・5分・10分など、いくつかの**説明パターンをあらかじめ整えておく(同③)**とよいと思います。

こうした民生委員活動の紹介は、町会・自治会だけではなく、地域住民にもお話しすることになるので、地区民児協の中でも、地域に向けて伝える内容を共有するといいいのかなと思います。

高橋会長

それに、地域の会合やイベントは、お互いに顔を覚える場にもなるので、できるだけ参加しておく、街で見かけたらお声がけもしやすくなります。挨拶や世間話ができる関係性を少しずつ整えていくと、より地域の情報も入ってきやすくなりますからね。

山名さん

ただ、担当区域内の住民と話しやすい関係性ができてきても、以前と比べて相談の件数は少なくなっています。今は、行政や社協などに専門職が対応して

MEMO

② 高橋会長＋山名編集委員長に聴く！伝えたいこと

くれる相談窓口が設置されているので、直接そうした所に相談する人が増えています。

高橋会長

たしかに、ひと昔前とは違って、住民の方があらたまって相談に来ることは少なくなりました。

最近、担当区域内などでお会いした際に、「そういえば、この間……」、「実はね……」というように、世間話の流れで相談につながる人が多いです。

民生委員活動をしていると、いつ・誰が相談に来るのかわかりませんし、意外な人からお話をいただくこともあります。やっぱり、日頃の挨拶や世間話の中から、近況を窺い知ることがとても大切だと思います。

事務局

地域の皆さんに、一斉改選のことは、どのようにお伝えしていますか？

山名さん

地域では、年に1回の説明時に任期のお話をしていきますが、今期で退任する立場としては後任者が決まったら、町会・自治会や担当区域内の住民の方などに退任の挨拶はしていきたいなと思っています。後任者を探す段階では、改選の一年以上前から候補者探しをお願いをしています。

高橋会長

地区民児協の会長という立場で言うと、地域の福祉関係団体が集まる会議や、学校の運営協議会、行政や社協の主要会議の場で、一斉改選のことや候補者探し、その推薦などへの協力はお伝えするようにしています。

事務局

行政の関係部局に向けて伝えることはありますか？

山名さん

行政の福祉関係部局や福祉関係団体の皆さんには、民生委員やその活動についてご理解いただいています

② 「地域に伝える内容」をととのえる(その2:活動概要やお願いすること)

次は、下記3点を含めて、皆さんが地区民児協や担当区域で取り組んでいる活動の概要をはじめ、地域の関係者や住民の方をお願いしたいことなどを考えてみましょう。

(主な説明内容)

- ①地区民児協や担当区域で取り組む活動内容と、地域の皆さんにお願いしたいこと
- ②「生活や福祉のことで、お困りの方がいたり変わったことなどがあつたらお知らせください」
- ③「民生委員だけでは、地域のことを把握できません。気づいたことがあれば教えてください」

③ 「説明パターン」を考える

説明する機会・時間に対応できるように、3・5・10分パターンを考えてみましょう。

④ 「キーパーソン」を考える

皆さんは、関係機関のキーパーソンの顔を思い浮かべることはできますか？ それらの関係者には、きちんと民生委員のことを説明する機会を持つようにしましょう。

- 町会・自治会の役員／● 地区社協の協力員／● 地域で活動する福祉団体・サークルの代表者／● 見守り協力者／● 市町村社協の地区担当職員／● 行政の福祉各課（民生委員担当・高齢者・児童・障がい）の職員（※各課1名）／● 行政の教育関連部局・防災関連部局 etc

② 地域や関係機関に伝えたいこと

が、それ以外の教育や防災、市民担当課などでは、まだまだ理解が深まっていないように感じています。
一斉改選ということではなく、町会・自治会や地域住民と同様に、継続的に活動や役割のPRをしていった方がいいと思います。

高橋会長

たしかに、そうですね。年に数回、教育関連会議や防災訓練の場で顔をあわすことがあります。民生委員の名称は知っていても活動内容や地域での役割までは知られていないことがあります。

私は、そうした機会があると、チラシをお渡ししたり、PRする時間をいただいたりしています。

山名さん

その他の関係機関でいうと、地域の祭りや啓発イベントなどで顔を合わす機会の多い、公民館や郵便局の職員の方、派出所のお巡りさんなどにも、民生委員のことや地域の取り組みのことを話したりしています。

高橋会長

地域や関係機関の方には、一気に理解が深まることはありませんので、まずは挨拶や世間話を通して、ゆっくりと顔と名前（「民生委員の〇〇さん」）を覚えてもらうことに努めればいいと思います。

もちろん、覚えてもらうだけではなく、こちらも相手の顔と名前、その方の地域での役割を覚えながら、自分（民生委員）との接点を考えていくことも大切です。

特に、町会・自治会や地区社協など、関わりの多い関係機関の**キーパーソン**（同④）の顔は、交代するたびに、できるだけ早く覚えておきたいところです。

ぜひ、改選を前に、あらためて地域に伝えることを、ワークシートを活用しながら整理していきましょう。

MEMO

2

令和7年度 県民児協
事業計画・予算

計画の部 (概要版)

本会の令和7年度事業計画と予算の概要について掲載しています。
本会の事業は、大きく公益目的事業と法人事業の2つに分類されています。詳細をご覧になりたい方は、千葉県民児協HPをご参照ください。

1. 公益目的事業(研修の部)

委託研修

- 1 単位民児協会会長研修会 (全1回)
単位民児協会会長を対象に、民児協の組織運営等を学びます。
- 2 新任民生委員児童委員研修会 (全5回)
新任委員を対象に、制度や歴史、地域での役割、活動内容等について学びます。
- 3 主任児童委員研修会 (全1回)
主任児童委員を対象に、児童を取り巻く環境や、地域の中での活動・役割等について学びます。
- 4 事例検討研修会 (全7回)
中堅委員を主対象に、グループワークを通し、実践的な事例検討を行います。

公益目的事業

指導の部

研修の部

人事業

- 委託研修 (①会長・②新任・③主任・④事例研修)
- 独自研修 (⑤相談技法・⑥リーダー)
- 派遣研修
- ① 第21回千葉県民生委員児童委員大会
- ② 指定民児協助成事業
- ③ 市町村民児協事務局会議
- ④ 主任児童委員連絡会
- ⑤ ホームページ関連事業
- ⑥ ちば民児協だよりの発行
- ⑦ アーカイブス事業
- ⑧ 民生委員・児童委員の活動ハンドブックの配付
- ⑨ 「市町村民児協事務局運営の手引き」の作成
- ① 理事会・評議員会
- ② 正副会長会議
- ③ 慶弔事業 (全国互助事業を含む)

令和7年度

研修会等

日程表

- 委 …委託
- 独 …独自
- 派 …派遣

4月

- 18 (金) 新任民生委員児童委員研修会 **委**
(場所) 県社会福祉センター

6月

- 事例検討研修会 **委**
- 19 (木) (場所) 船橋市西部公民館
- 20 (金) (場所) 船橋市西部公民館
- 27 (金) (場所) 横芝光町文化会館
- 未定 市町村民児協事務局会議 **独**
(開催方法) オンライン

7月

- 事例検討研修会 **委**
- 3 (木) (場所) 千葉県教育会館
- 18 (金) (場所) 山武市農村環境改善センター
- 29 (火) (場所) 千葉県教育会館
- 30 (水) (場所) 千葉県教育会館
- 10 (木) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会 (場所) 埼玉県熊谷市 **派**
- 11 (金)

8月

- 7 (木) 全国児童委員・主任児童委員活動研修会 **派**
- 8 (金) (場所) 全社協・灘尾ホール

独自研修

5 相談技法研修会(全1回)

住民との会話や相談を受ける際に必要となる「傾聴技法」や、相談を受ける「心構え」等について学びます。

6 リーダー研修会(全1回)

地区民児協のリーダー層を対象に、地区民児協の運営や地域との向き合い方等について学びます。

派遣研修

全児連等が主催する研修会に県内委員を派遣しています。

参加方法は、その他研修と同様、本会からの案内に対し、希望のある市町村民児協が申込みをします。

左記①・③・④の研修会費用は、全て(参加費含む)市町村民児協または地区民児協の負担となります。(※②・⑤は本会負担)

- ①全国民生委員児童委員大会
- ②関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会
- ③民生委員・児童委員リーダー研修会
- ④全国児童委員・主任児童委員活動研修会
- ⑤全国民生委員指導者研修会

2.公益目的事業(指導の部)

1 第21回千葉県民生委員児童委員大会

3年に1度開催される県大会の実施及び、その運営方法等を協議する運営委員会を開催します。

2 指定民児協助成事業

市町村や地区民児協の組織・活動強化を目的とした助成制度です。毎年度、12月頃に翌年度の助成先を募集しています。

ア. 助成額……1ヶ年度10万円

イ. 年度……2ヶ年度

ウ. 助成の種類

助成は、2種類(①県民児協指定・②全国互助事業指定)あり、各2民児協、計4民児協を指定。

エ. 現在の助成先

(R6・7) 木更津市富来田地区(同①)
(R7・8) 新規2地区(同②)

※指定を受けた民児協には、計画する活動に関する研修(無料)を受講していただきます。

3 市町村民児協事務局会議

市町村民児協事務局を対象に、令和7年度の事業計画・県大会の説明やグループワーク等を予定しています。

9月

- 4(木) 第94回全国民生委員児童委員大会 ●
- 5(金) (場所) 北海道札幌市

10月

- 21(火) 第21回千葉県民生委員児童委員大会 ●
- (場所) 青葉の森公園芸術文化ホール
- 30(木) 民生委員・児童委員リーダー研修会 ●
- 31(金) (場所) 全社協・灘尾ホール

12月

- 12(金) 新任民生委員児童委員研修会 ●
- (場所) 千葉市民会館・大ホール
- 15(月) (場所) 君津市民文化ホール・大ホール
- 18(木) (場所) 流山市民会館・ホール
- 23(火) (場所) 千葉市民会館・大ホール

2月

- 未定 単位民児協会長研修会 ●
- (場所) 千葉市内
- 未定 主任児童委員研修会 ●
- (場所) 千葉市内

- 4(水) 全国民生委員指導者研修会(第35回全国民生委員大会) ● (場所) 神奈川県
- 6(金)

3月

- 未定 相談技法研修会 ●
- (場所) 千葉市内
- 未定 リーダー研修会 ●
- (場所) 千葉市内

④ 主任児童委員連絡会（年2回）

主任児童委員活動の理解促進を図るための方策について意見交換を行います。

⑤ ホームページ関連事業

定期的なHPの更新を通し、情報提供及びPR活動を推進します。

⑥ ちば民児協だよりの発行

定例会に資する広報誌として「ちば民児協だより」を年2回発行します。

⑦ アーカイブス事業

⑧ 民生委員・児童委員活動ハンドブックの配付

「市町村民児協事務局運営の手引き」の作成
市町村民児協事務局向けに、民児協の運営方法等に関する手引きを作成します。

3. 法人事業

① 理事会・評議員会(理事会4・評議員会3回)

本会の事業に関する事業計画・報告等について審議・検討します。
承認を受けた事業計画・報告等は、本会HPに掲載します。

理事会及び評議員会の結果概要は、その都度、市町村民児協事務局にご案内いたします。（本会HPに掲載）

予算の部

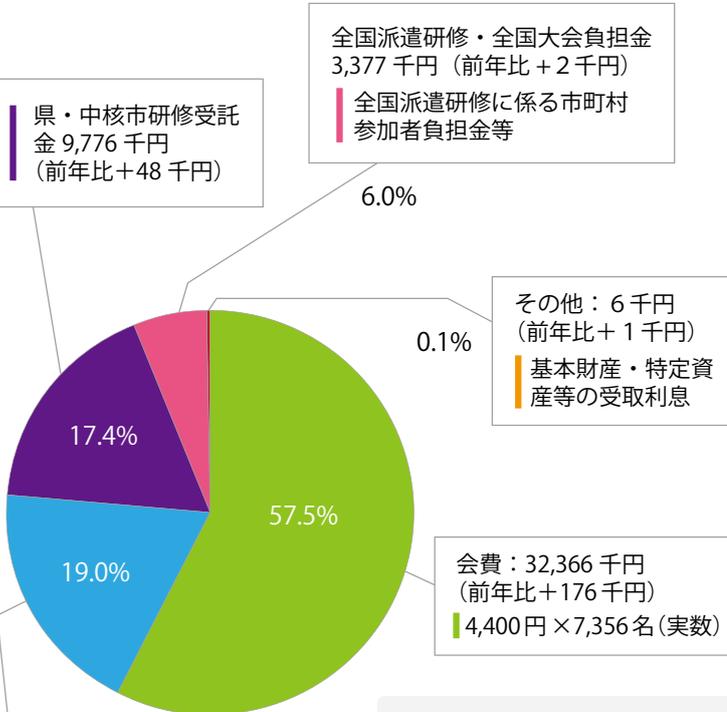
(概要版)

令和7年度の予算概要は、左図「①収入の内訳」・「②支出の内訳」の通りとなります。
収入は、昨年度と同様、主に皆さまからの会費や県補助金・全民児連助成金をはじめ、県・中核市からの研修受託金等をもって構成されています。また、支出は、主に職員の人件費や支払負担金、印刷製本費等で構成されています。
なお、左図は、事業費と管理費を含めたものです。
これらの収入及び支出について、より詳細な内容をご覧になりたい方は、本会HPに平成25年度以降の財務諸表等を掲載しておりますのでご確認ください。

経常収益計：56,217千円

(前年比+986千円)

① 収入の内訳 (概要)



補助金・助成金：10,692千円
(前年比+759千円)

県補助金：6,298千円
全民児連助成金：3,194千円
県共募助成金：1,000千円
その他：200千円

全国派遣研修・全国大会負担金
3,377千円 (前年比+2千円)

全国派遣研修に係る市町村
参加者負担金等

その他：6千円
(前年比+1千円)

基本財産・特定資産等の受取利息

会費：32,366千円
(前年比+176千円)

4,400円×7,356名(実数)

本会会費は、会員一人当たり4,400円(実数)を頂戴しています。この内訳は、本会事業には3,680円が充てられています。その他全民児連には県内一人当たり700円(実数)、関東ブロック研究協議会には一人当たり20円(定数)を納入しています。この2つの支出は(左頁)「支払負担金」の一部がそれに該当します。

2 事業計画・予算

本会HPについて

本会HPには、法人運営に関する事業計画・報告や定款・諸規程をはじめ、地区民児協別の民生委員活動、関連法令、本誌バックナンバー、活動支援動画等を掲載しています。

お時間のある時に、上記QRコードや下記URLよりご覧ください。

URL <https://chiba-minkyō.or.jp/>



なお、役員構成は、各市町村民児協会長のほか、県健康福祉指導課長、県児童家庭課長、県社協常務理事及び事務局長により構成されています。

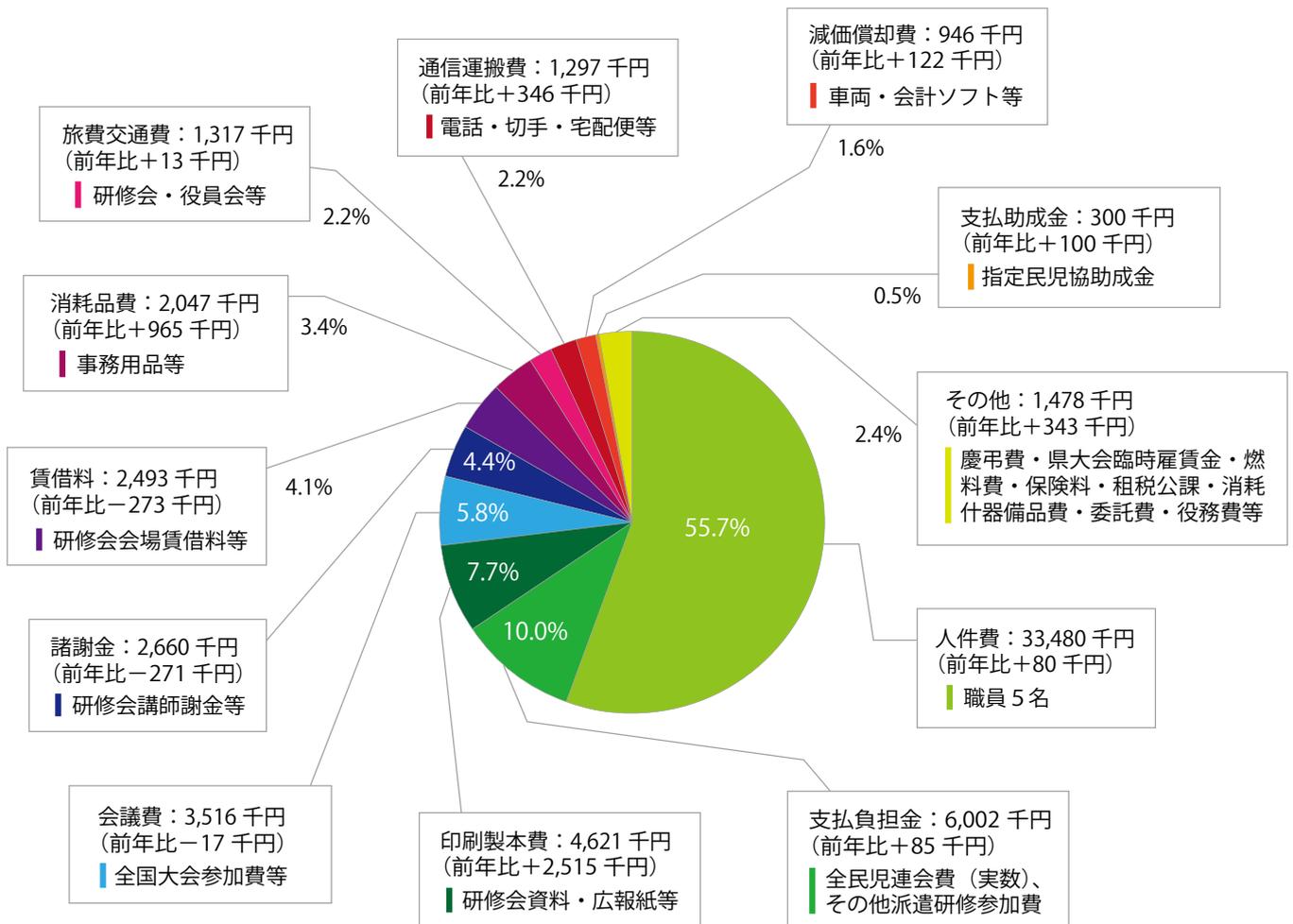
2 正副会長会議（年9回程度）

右記①で決定した事業計画をもとに、具体的な実施方法等を検討します。

3 慶弔事業

全社協が実施する「全国互助共励事業」や、本会の「慶弔事業」を実施します。両事業とも、市町村民児協事務局を通じた申請及び給付となります。

2 支出の内訳（概要） 経常費用計：60,157千円（前年比+3,786千円）



活動支援動画 「メンタルヘルスと民生委員・児童委員2」について

本会では、定例会等で活用できる「活動支援動画」を作成しHPに掲載しています。

昨年は、「メンタルヘルスと民生委員・児童委員」をテーマに、メンタルヘルスの概要やストレスチェック、ストレスを溜めない思考法、活動上の留意点等について、アクティヴリッスン代表の澤村直樹氏に解説していただきました。(令和6年3月掲載・約1時間30分)

本年度は、この続編として、同氏に住民との会話や対応方法、活動するうえで気持ちの持ち方等についてQ&A方式で解説をいただいています。(令和7年3月末掲載予定・約1時間30分)

その他、本会HPには下記動画や本誌関連動画なども掲載していますので、ぜひ地区民児協の定例会や勉強会等でご活用ください。



(URL) <https://chiba-minkyō.or.jp/support-movie/>



「民生委員・児童委員活動ハンドブック」 解説動画

本会では、全委員に「民生委員・児童委員活動ハンドブック」を配付しています(表紙画像はP12参照)。

このハンドブックの内容を解説する動画についても、本会HPに掲載しています。

- 「民生委員・児童委員活動のイロハ」
- 「Ⅰ. 訪問活動」
- 「Ⅱ. 個人情報の取り扱い」
- 「Ⅲ. 関係機関との向き合い方」
- 「Ⅳ. 金銭に関する相談・対応」
- 「Ⅴ. 職務上の地位と活動」
- 「Ⅵ. 災害に備えた取り組み」



(URL) <https://chiba-minkyō.or.jp/handbook/>

編集後記

本号では、「委員活動再点検」と題して特集を組みました。一斉改選を前に、これまでの活動や住民への向き合い方などについて各自で振り返った後は、その中で感じた地域や民生委員活動に対する思いを、委員仲間と一緒に語り合ってみてください。

皆さんの地区でも、今年の一斉改選を機に退任される委員がいることかと思えます。現メンバーで活動するのも残すところ8か月。定例会も7・8回を数えるばかりです。

これからの定例会では、少しでも多く「話す・伝える・語る」機会を作ってください。

次号 89号(R7秋)は、一斉改選直前号として「引き継ぐモノ・コト」を特集する予定です。

ちば民児協だより編集委員長 山名 恵子

発行日：令和7年3月31日

発行人：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会 会長 高橋 君枝

発行所：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内

電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyō.or.jp

作成：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」

作成協力：合同会社 泉恵造研修企画工房

その他：本会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

